

第31号議案

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第一項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

第六条の六に次の四項を加える。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第七条第一項ただし書中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第二項ただし書中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第三項ただし書中「主幹教諭」の下に「又は教育活動に関

し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第九条第一項中「主任教諭又は」を削り、同条第二項中「主任教諭」を削る。

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(主任教諭及び主任養護教諭)

第二十八条の二 幼稚園及び幼稚園型認定こども園に特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園及び幼稚園型認定こども園に特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

第三十条中「、第六条の六(第三項を除く。)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

2 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「文京区立学校の管理運営に関する規則(昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号)第三十条の規定により準用する同規則第六条の六第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が二級であるもの」に改める。

(幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

3 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則第六条の六第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭」を「職員のうちその属する職務の級が二級であるもの」に改める。

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第六条の五 （略）</p> <p>（主任教諭等）</p> <p>第六条の六 小中学校に<u>主務教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p>3 <u>主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p>4 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p>6 <u>小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p>	<p>第一条～第六条の五 （略）</p> <p>（主任教諭等）</p> <p>第六条の六 小中学校に、<u>特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

(主任)

第七条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他委員会が特別の事情があると認めるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他委員会が特別の事情があると認めるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他委員会が特別の事情があると認めるときは、これを置かないことができる。

第八条 (略)

第九条 第七条第一項及び第三項に規定する主任は、当該小中学校の_____教諭(保健主任については、養護教諭を含む。)の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

(新設)

(主任)

第七条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭_____

を置くときその他委員会が特別の事情があると認めるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭_____を置くときその他委員会が特別の事情があると認めるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭_____を置くときその他委員会が特別の事情があると認めるときは、これを置かないことができる。

第八条 (略)

第九条 第七条第一項及び第三項に規定する主任は、当該小中学校の主任教諭又は教諭(保健主任については、主任養護教諭又は養護教諭を含む。)の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

2 第七条第二項に規定する研究主任は、当該小学校の指導教諭
又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 (略)

第十条～第二十八条 (略)

(主任教諭及び主任養護教諭)

第二十八条の二 幼稚園及び幼稚園型認定こども園に特に高度の知識又は
経験が必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園及び幼稚園型認定こども園に特に高度の知識又は経験を必要
とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(教育課程等の届出)

第二十八条の三 (略)

第二十九条 (略)

(準用)

第三十条 第三条第二項から第四条まで、第六条
、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条、第十四
条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十五条(第一項第九号を
除く。)の規定は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に準用する。この
場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副
園長」と読み替え、第六条第一項中「置く」とあるのは「置くことがで
きる」と読み替えるものとする。

付 則

2 第七条第二項に規定する研究主任は、当該小学校の指導教諭、主任
教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

3 (略)

第十条～第二十八条 (略)

(新設)

(教育課程等の届出)

第二十八条の三 (略)

第二十九条 (略)

(準用)

第三十条 第三条第二項から第四条まで、第六条、第六条の六(第三項
を除く。)、第十二条の二から第十二条の四まで、第十三条、第十四
条、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十五条(第一項第九号
を除く。)の規定は、幼稚園及び幼稚園型認定こども園に準用する。
この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とある
のは「副園長」と読み替え、第六条第一項中「置く」とあるのは「置
くことができる」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第八号</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</u></p> <p>別表第一（略） 別表第二【別記1のとおり】</p>	<p>○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成十二年三月三十日 文教委規則第八号</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表第一（略） 別表第二【別記1のとおり】</p>

【別記1】

改正後（案）

職員の区分	割合
園長	百分の十二
副園長	百分の十
職員のうちその属する職務の級が二級であるもの	百分の五

現行

職員の区分	割合
園長	百分の十二
副園長	百分の十
文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則第六条の六第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月三十日 文教委規則第九号</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和八年四月一日から施行する。</u></p> <p>別表第三（第十一条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成十二年三月三十日 文教委規則第九号</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表第三（第十一条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

職員の区分	割合
園長	百分の十二
副園長	百分の十
職員のうちその属する職務の級が二級であるもの	百分の五

現行

職員の区分	割合
園長	百分の十二
副園長	百分の十
文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三十条の規定により準用する同規則第六条の六第一項又は第二項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	百分の五